

台東区就学前教育・保育の今後の取組みの検討 中間のまとめ

令和3年10月

台東区就学前教育・保育の今後の取組み検討会

目 次

1 台東区就学前教育・保育の今後の取組みの検討について	1
2 台東区における就学前教育・保育の基本的な考え方	
（1）台東区の幼児教育の基本理念	2
（2）「台東区幼児教育共通カリキュラム ちいさな芽」について	3
3 平成 24 年以降の台東区の就学前教育・保育を取り巻く環境と各施設の現況	
（1）就学前教育・保育を取り巻く環境	4
（2）各施設の現況	5
4 「台東区就学前教育・保育のあり方について【提言】」に対するこれまでの対応	
（1）課題①「就学前教育の充実」	9
（2）課題②「待機児童解消と就学前人口増加」	11
（3）課題③「保護者のニーズの多様化」	12
（4）課題④「配慮を要する子供への対応」	13
（5）課題⑤「地域の子育て支援機能の強化」	14
5 新しい課題と今後の取組み	
（1）教育・保育の質の向上について	15
（2）教育・保育の提供体制について	16

1 台東区就学前教育・保育の今後の取組みの検討について

平成 23 年に区民の子育てを取り巻く環境や保育ニーズが大きく変化する中で、幼児教育の今日的な意義と役割を踏まえ、幼児人口の推計にあわせたこれからの幼稚園・保育園・こども園等のあり方について検討するため、学識経験者や幼稚園等の関係者及び保護者等を委員とした「台東区就学前教育・保育のあり方検討会」（以下、あり方検討会）が設置され、平成 24 年 9 月に「台東区就学前教育・保育のあり方について」の提言がなされた。

本区ではこれまで、幼児教育共通カリキュラム「ちいさな芽」による幼稚園・保育園・こども園が共通の考えに立った就学前教育・保育の推進や、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」により、待機児童解消に向け、人口推計やニーズ調査を踏まえた施設整備を進めてきた。

一方で、幼児教育・保育の無償化や幼稚園の入園者数減少など様々な変化や課題があり、それらに的確に対応していく必要があることから、就学前教育・保育の今後の取組みについて、教育委員会と区長部局で構成する「台東区就学前教育・保育の今後の取組み検討会」において検討を行った。

本検討会では、あり方検討会で提言がなされた課題と対応策に対して、これまで実施してきた取組みを整理し、新たに生じた課題を明確化したうえで、今後の取組みについて検討した。

2 台東区における就学前教育・保育の基本的な考え方

(1) 台東区の幼児教育の基本理念

「台東区の幼児教育の基本理念」は、平成23年に当時の「台東区基本構想」の基本目標や、「台東区教育委員会教育目標」及び「台東区次世代育成支援地域行動計画」の基本理念等を踏まえ、定められた。

この基本理念は、その後新たに「台東区基本構想」、「台東区教育大綱」、「台東区教育委員会教育目標」、「台東区次世代育成支援計画」が策定・改訂された今日も変わらず、各園の目標や方針の設定の基となっている。

また、「台東区の幼児教育がめざす子供の姿」は、設定する際に考慮された幼稚園教育要領・保育所保育指針のなかの発達の側面からまとめた、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5つの領域が、平成30年に改正された同要領・同指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領においても、同様に示されているため、現在も変わらない。

台東区基本構想 (平成30年10月策定) あらゆる世代が生涯にわたって成長し輝くまちの実現

子供達が笑顔にあふれ、のびのびと育ち、地域全体でその成長を温かく見守るまちを実現します。未来を担う子供達が、多様化・国際化する変化の激しい社会に対応し、創造性豊かに、たくましく生きる力を身に付けられる教育を推進します。

台東区次世代育成支援計画

(平成27年3月策定、第2期令和2年3月策定)

基本理念

子供の育ちと若者の自立を支え、すべての子供・若者が成長し輝くまち たいとう
～地域社会全体で子供を育み、若者を支えるまちを目指して～

子ども・子育て支援事業計画

区の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等の円滑な実施に関して定める計画

台東区教育大綱 (平成27年5月策定、令和元年5月改訂)

- ・台東区というまちと人の特性
- ・台東区の特性を生かした教育の取組み
- ・今後の台東区の教育行政の方向性と5項目の取組み

台東区教育委員会教育目標 (令和元年9月改訂)

- ・互いの人格や多様性を尊重し、思いやりの心と規範意識をもつ人
 - ・個性や豊かな創造力、健やかな体を持ち、自ら学び、考え、行動する人
 - ・台東区の歴史・文化に誇りを持ち、地域社会を愛し、発展に貢献できる人
- の育成に向けた教育を充実する。

台東区の幼児教育の基本理念

人権尊重の精神に基づき、豊かな生活体験を積み重ねながら、規範意識の芽生えを育て、一人一人のよさと可能性を伸ばしていくことで、「生きる力」の基礎を培う。

- ・幼稚園教育要領
- ・保育所保育指針
- ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領

台東区の幼児教育がめざす子供の姿

- ・健やかな心と体を持ち、きまりを守り行動できる子供
- ・やさしさや思いやりの心を持ち、友達と協力して物事をやりとげようとする子供
- ・自然や身近なことに興味を持ち、自ら考え、豊かに表現する子供

(2) 「台東区幼児教育共通カリキュラム ちいさな芽」について

公立・私立、幼稚園・保育園・こども園の枠を超え、共通の考え方に立った就学前教育・保育を推進するとともに、小学校教育と幼児教育の円滑な接続や保護者の子育て支援のさらなる充実を図ることを目指し、継続的に策定している。

また、「幼児教育共通カリキュラム ちいさな芽」開発委員会を毎年組織し、開発事例に関する検証保育や研究授業の実施、指導計画や保育・指導内容等の有効性の検証に加え、教育支援館長、統括指導主事、研修支援専門員等が学校園を訪問し、指導・助言及び協議を行う実践推進訪問を実施している。

さらに、区の教員・保育士等としての資質・能力の向上を目指し、各学校園の教育・保育活動の充実を図るため、幼児教育園長研修や幼児教育実技研修などの多様な研修を実施するなど、幼児教育共通カリキュラムの普及・活用を進めている。

3 平成 24 年以降の台東区の就学前教育・保育を取り巻く環境と各施設の現況

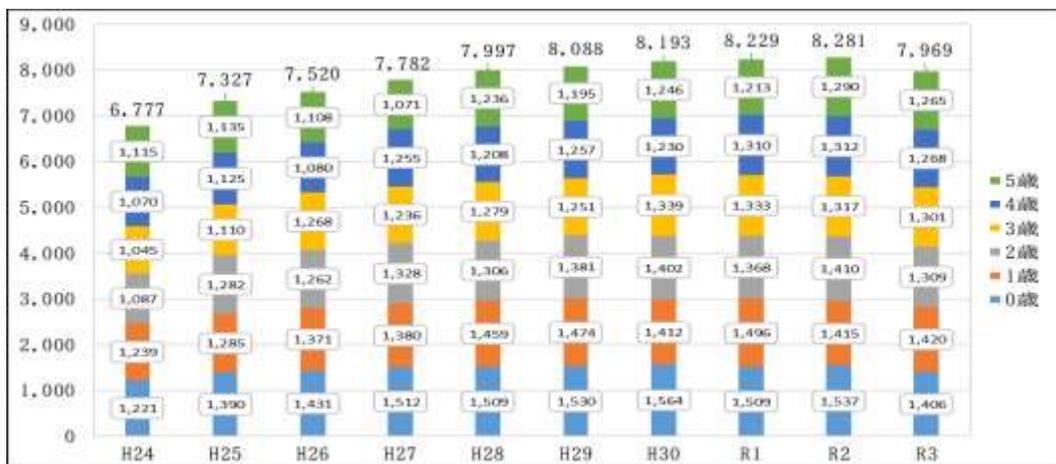
(1) 就学前教育・保育を取り巻く環境

平成 24 年に成立した子ども・子育て関連 3 法に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月に本格施行され、令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化が始まった。

台東区においても、保護者の働き方や就労形態の多様化や待機児童の解消に向けて「子ども・子育て支援事業計画」に基づいた保育施設の整備を進めるなど、就学前教育・保育を取り巻く環境は変化している。

ア 就学前人口の推移

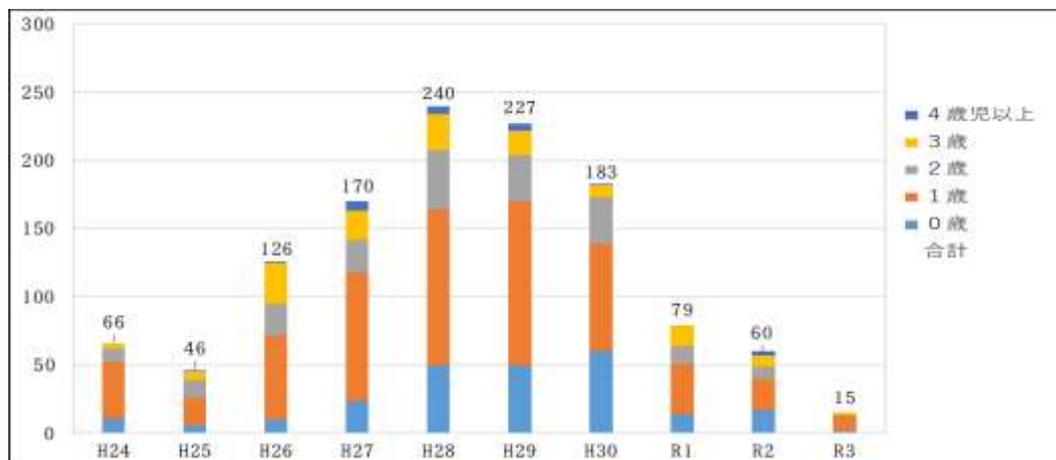
台東区の 0～5 歳児の人口は令和 2 年までは増加傾向にあったが、令和 3 年度は減少し、令和 3 年 4 月現在は、7,969 人となっている。



※各年度 4 月 1 日現在 住民基本台帳による台東区の年齢別人口より
(平成 25 年度より外国人含む)

イ 待機児童数の推移

平成 28 年の 240 人をピークに減少に転じ、令和 3 年 4 月現在は 15 人となっている。



※各年度 4 月 1 日現在 保育所等利用待機児童数調査より

(2) 各施設の現況

ア 幼稚園 全 17 園（区立幼稚園 10 園 私立幼稚園 7 園）

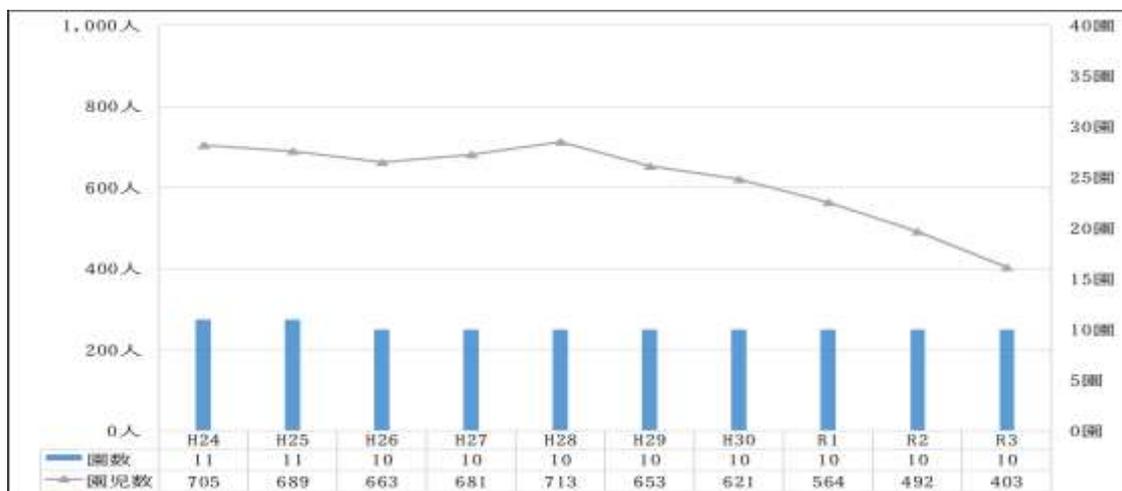
義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的としている。

特色

- ・ 区立幼稚園：小学校併設の利点を生かした、合同行事の参加や合同研究の実施
- ・ 私立幼稚園：建学の精神と園の環境を生かした、各園が特色ある教育活動を実施
- ・ 幼児教育を支える車の両輪として共存共栄する区立と私立の関係 など

区立幼稚園の園数及び園児数

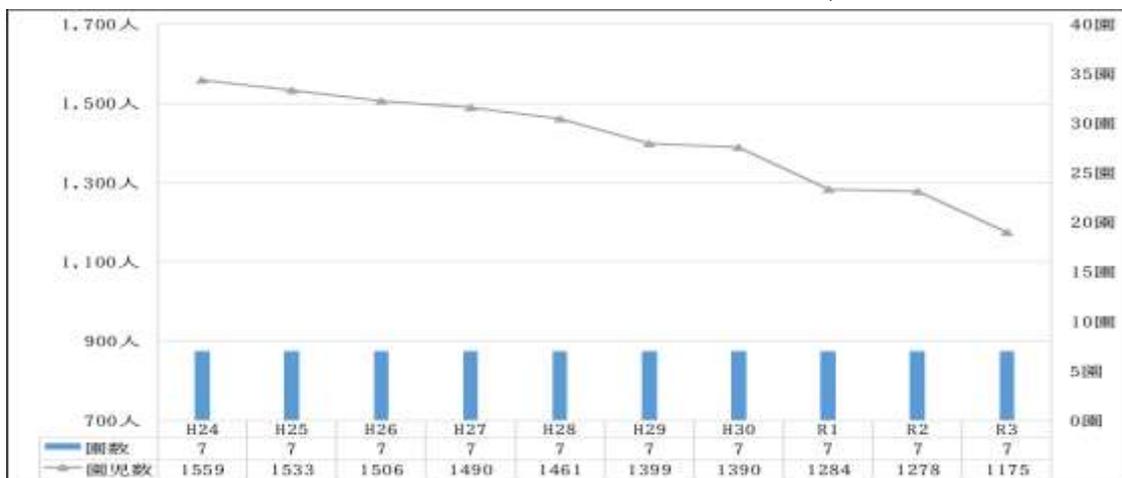
平成 29 年以降減少傾向にあり、令和 3 年 5 月現在は 403 人となっている。



※各年度 5 月 1 日現在 行政資料集より

私立幼稚園の園数及び園児数

平成 24 年以降減少傾向にあり、令和 3 年 5 月現在は 1,175 人となっている。



※各年度 5 月 1 日現在 行政資料集より

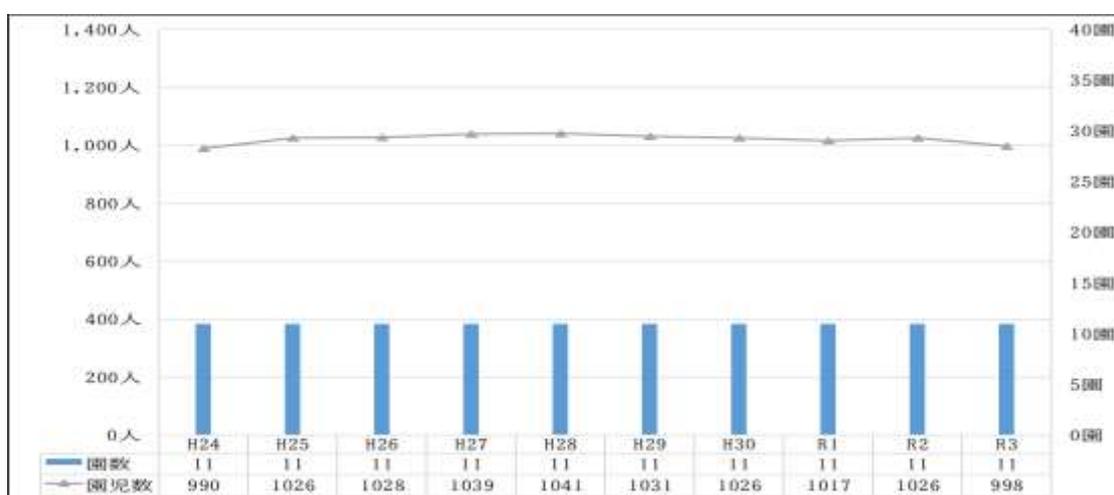
イ 保育所等 全 64 園（区立認可保育所 11 園 私立認可保育所 31 園 地域型保育事業所 22 園）
 保護者が働いている、病気にかかっている等の理由で、昼間、家庭で子供を保育できない場合に保護者に代わって保育をする施設である。

特色

- ・ 0 歳児から就学前までの乳幼児を対象としており、標準時間・短時間の保育時間に加えて、通常の保育時間を超えた保育を実施
- ・ 保護者の就労状況等に応じた多様な保育サービスを実施

区立認可保育所の園数及び園児数

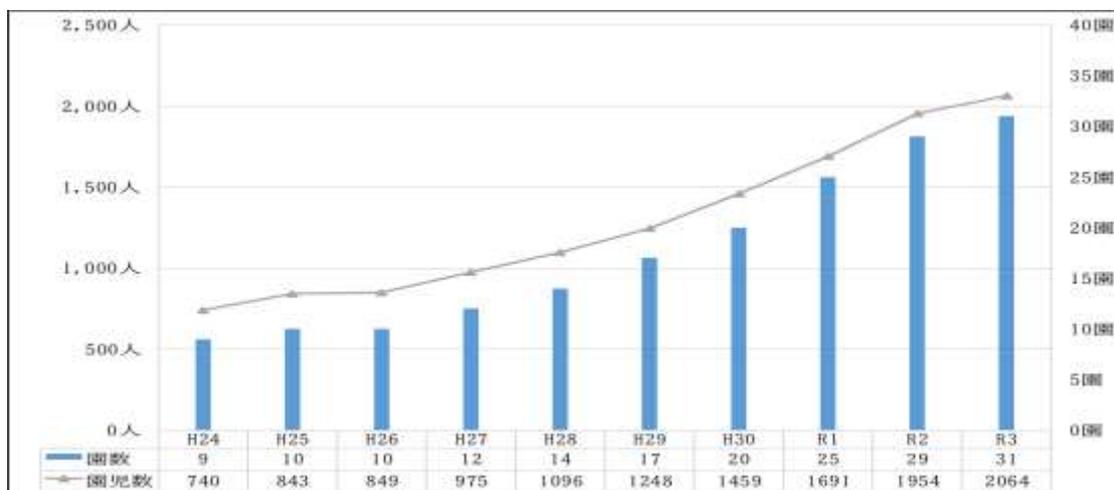
平成 24 年以降ほぼ横ばいで推移しており、令和 3 年 4 月現在は 998 人となっている。



※各年度 4 月 1 日現在 行政資料集より

私立認可保育所の園数及び園児数

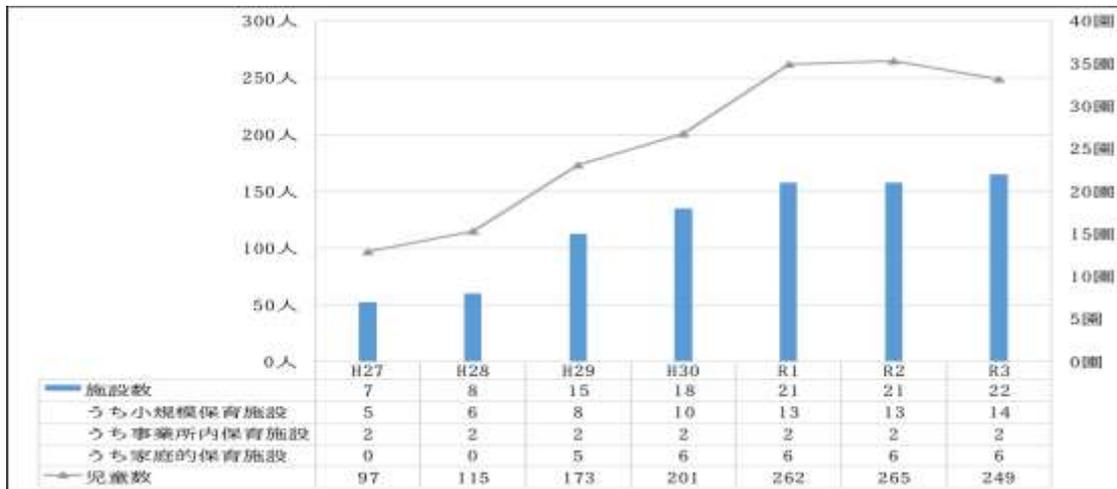
台東区保育所等整備計画及び子ども・子育て支援事業計画に沿った施設整備を行うことで、園数は平成 24 年の 9 園から令和 3 年 4 月には 31 園に増加した。それに伴い、園児数も増加している。令和 3 年 4 月現在は 2,064 人となっている。



※各年度 4 月 1 日現在 行政資料集より

地域型保育事業の園数及び園児数

「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴い、平成 27 年度より新設された地域型保育事業は、令和 3 年 4 月現在では、小規模保育施設 14 園、事業所内保育施設 2 園、家庭的保育施設 6 園の計 22 園に増加した。それに伴い令和 2 年までは、園児数も増加していたが、令和 3 年は減少し、4 月現在で 249 人となっている。



※各年度 4 月 1 日現在 行政資料集より

ウ 認定こども園 全5園（区立こども園3園 私立こども園2園）

幼稚園（短時間保育）と保育園（長時間保育）のそれぞれの良さを生かし、保護者の就労状況等に関わらず、同じ教育・保育が受けられる施設であり、すべての子育て家庭を対象に子育て相談等を実施し、地域における子育て支援を目的としている。

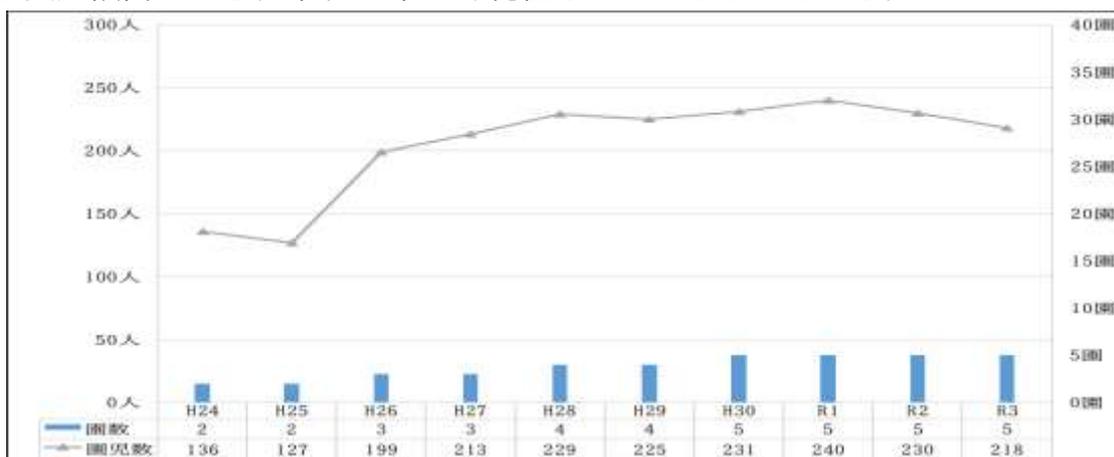
園の運営は、公設公営・公設民営・民設民営の形態を有し、各園の特色を生かしながら、幼児教育・保育・子育て支援の総合的な拠点施設としての役割を担っている。

特色

- ・幼稚園と保育園の両方の機能を備え、同じ施設で幼児教育・保育を一体的に提供
- ・短時間保育と長時間保育の園児が共存することから、入園時期や在園時間の違い等に配慮し、生活の連続性や生活リズムの多様性に配慮した教育及び保育を実施

園数及び短時間保育の園児数

園数の増加に伴い園児数は、令和元年度まで増加していたが、令和2年度から減少傾向にある。令和3年4月現在は218人となっている。

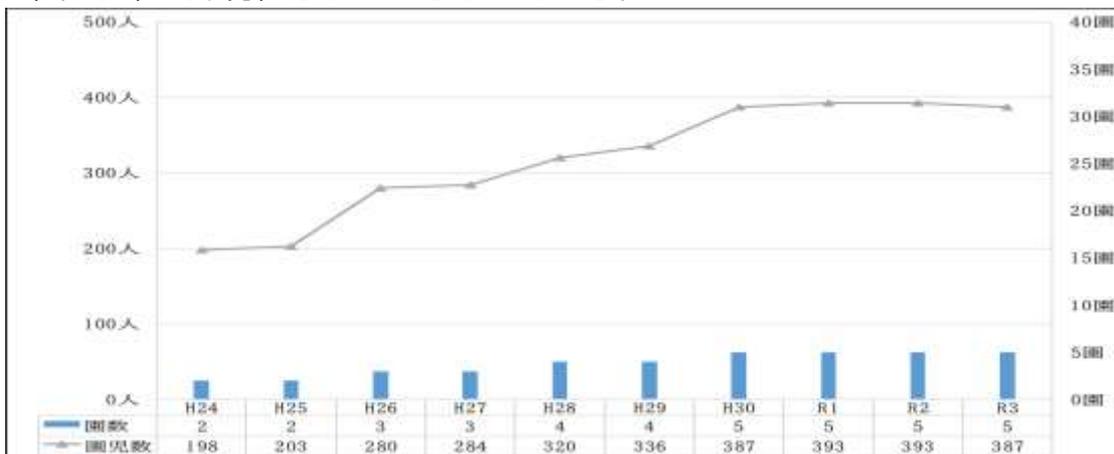


※各年度4月1日現在（平成26年度までは5月1日現在） 行政資料集より

園数及び長時間保育の園児数

園数の増加に伴い園児数も増加し、常に定員近い水準で推移している。

令和3年4月現在は387人となっている。



※各年度4月1日現在（平成26年度までは5月1日現在） 行政資料集より

4 「台東区就学前教育・保育のあり方について【提言】」に対するこれまでの対応

平成 24 年の就学前の子供を取り巻く状況と区の現状から提言を頂いた、今後の課題と、その対応策に対して、提言で示された留意点も踏まえたこれまでの取組みについてまとめた。

(1) 課題①「就学前教育・保育の充実」

提言における対応策

- ア 幼児教育共通カリキュラムの活用
- イ 連携の強化
- ウ 就学前教育・保育環境整備の積極的な推進

これまでの対応

- ア 「幼児教育共通カリキュラムの活用」に対する対応
 - ・ 「ちいさな芽実践推進訪問」の継続的な実施により、幼児教育共通カリキュラム「ちいさな芽」に基づいた適切な指導や援助のあり方について、各学校園への周知と活用の推進に取り組んでいる。
 - ・ 「ちいさな芽」の冊子を発行し発達や学びの連続性を踏まえた、見通しのある幼児教育の充実や小学校教育への円滑な接続等を図っている。
 - ・ 幼児教育共通カリキュラム「ちいさな芽」開発委員会において、開発事例に関する検証保育・授業を行うとともに、指導計画や保育・指導内容等の有効性について検証した成果を毎年区内に発信することで、「ちいさな芽」の充実・発展を図っている。

◇具体的な取組内容◇

『ちいさな芽』冊子の発行

「基礎編」（平成 25 年 3 月）、「実践編」（平成 25 年 3 月）、「事例集」（平成 29 年 3 月）、「接続期カリキュラム事例集」（令和 2 年 3 月）、「接続期カリキュラム事例集 増補版」（令和 5 年発行予定）

イ 「連携の強化」に対する対応

- ・ 幼稚園・保育園・こども園・小学校・中学校における基礎学力の定着・向上及び一貫した生活指導を図るため、年2回の「連携の日」を設け、ファミリー教職員相互で意見を交換している。
- ・ 幼稚園・保育園・こども園から小学校へ、小学校から中学校への各接続場面で、子供たちが学習・生活につまずかないための取組みについて日常的に情報交換を行っている。
- ・ 区主催の合同研修等を年間延30回程度実施し、公私立の区別のない、台東区の幼児教育の発展・充実に寄与している。

◇具体的な取組み内容◇

直近の例では、忍岡こども園・忍岡小学校・上野中学校が幼稚園・保育園・こども園・小学校・中学校の連携のスムーズな接続について2年間研究を行い、その成果を報告した。他校園も、本モデルを参考に校種間接続を推進している。

ウ 「就学前教育・保育環境整備の積極的な推進」に対する対応

- ・ 区内私立保育所の保育環境の向上を目的とした補助金により、増築、改築、その他施設整備により児童福祉の増進を図っている。
- ・ 区の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等の円滑な実施に関して定めた「子ども・子育て支援事業計画」により、全区的な体制の整備を図っている。

◇具体的な取組み内容◇

平成25年度以降、保育所の増築2件、改築2件、耐震改修2件に対する助成を実施したほか、毎年度4~7件の小規模改修に対する助成を実施。また、公設民営こども園1園、民設民営こども園2園を整備。

(2) 課題②「待機児童解消と就学前人口増加」

提言における対応策

- ア 「台東区保育所等整備計画」の推進と見直し
- イ 総合的で柔軟な教育・保育施策の実施

これまでの対応

- ア 「『台東区保育所等整備計画』の推進と見直し」に対する対応
 - ・平成24年度に「台東区保育所等整備計画」を見直し、保育サービスの充実や待機児童の多い地域に保育施設を重点的に設置するなどの対応を行った。
 - ・平成27年度からは「台東区次世代育成支援計画」に包含された「台東区子ども・子育て支援事業計画」において、人口推計やニーズ調査を基に教育・保育の量の見込みを算定し、保育施設の整備を進めている。
 - ・平成28年度は同計画に加え、保育緊急確保策を実施した。
 - ・平成29年度に中間年の見直しを行い、令和2年3月には第二期計画を策定した。

◇具体的な取組み内容◇

平成25年度以降、私立認可保育所21園、小規模保育施設14園、緊急保育室2園、定期利用保育室1園、認定こども園3園等の整備を実施。

イ 「総合的で柔軟な教育・保育施策の実施」に対する対応

- ・民間の保育施設の誘致に加え、区有地や都有地の活用による整備、大規模マンション等の建設時における保育施設の開設など、様々な手法で施設整備を進めている。

◇具体的な取組み内容◇

私立認可保育所：平成24年度10園 ⇒ 令和3年度31園

認定こども園：平成24年度2園 ⇒ 令和3年度5園

保育施設：区有地活用整備 私立認可保育所1園（LIFE SCHOOL 根岸こどものいえ）、
認定こども園1園（忍岡こども園）

都有地活用整備 私立認可保育所1園（レイモンド鳥越保育園）

大規模マンション建設時整備 小規模保育施設1園（ふくろう保育園）

(3) 課題③「保護者のニーズの多様化」

提言における対応策

- ア 保護者が選択できるメニューの拡充
- イ 既存施設の活用
- ウ 新施設における教育・保育の実施

これまでの対応

- ア 「保護者が選択できるメニューの拡充」に対する対応
 - ・通常保育に加えて、延長保育、一時保育、預かり保育の実施や、いっとき保育、区立幼稚園におけるお弁当給食の提供など、各施設が保護者の多様なニーズに柔軟に対応するため、様々なメニュー提供や利用者支援を行っている。
 - ・私立幼稚園に対して、教育時間終了後及び夏季休暇等の預かり保育に加え、平成28年度より、「教育時間開始前に1日1時間以上の預かり保育を週4日以上実施」した場合にも補助を行っている。

◇具体的な取組み内容◇

- ・延長保育：区立認可保育所 11 園、私立認可保育所 30 園、小規模保育所 14 園、事業所内保育所 1 園、区立こども園 3 園、私立こども園 2 園
- ・一時保育：区立認可保育所 2 園、区立こども園 2 園、一時保育室あさくさばし
- ・預かり保育：区立幼稚園 10 園（週 2 日試行）、区立こども園 3 園、私立こども園 2 園
- ・その他：休日・年末一時保育、いっとき保育、施設型病後児保育、居宅訪問型病児・病後児保育利用料助成、区立幼稚園お弁当給食提供（週 1 回試行）等

イ 「既存施設の活用」に対する対応

- ・令和 3 年度より、区立幼稚園 10 園において週 2 日程度の預かり保育を試行

ウ 「新施設における教育・保育の実施」に対する対応

- ・既存の台東幼稚園の施設・設備を整備改修し、平成 26 年度に公設民営のたいとうこども園を開設した。あわせて、同施設内に一時保育室を整備した。
- ・日本堤子ども家庭支援センター谷中分室において「いっとき保育」実施

(4) 課題④「配慮を要する子供への対応」

提言における対応策

人員配置等による支援体制の強化

これまでの対応

「人員配置等による支援体制の強化」に対するこれまでの対応

- ・ 区立幼稚園・保育園・こども園（公設公営園）において、特別な教育的支援を必要とする子供が安全安心な環境で教育・保育を受けられるよう特別支援教育支援員を配置している。
- ・ 民営のこども園・保育所等に対して、障害児の受け入れ等の特別保育事業に要する費用を補助している。
- ・ 私立幼稚園に対し、障害児の受け入れ人数に応じて補助している。

◇具体的な取組み内容◇ ※各年度

- ・ 特別支援教育支援員の配置人数

令和2：区立幼稚園 39人、区立保育園 45人、区立こども園(短)5人・(長)4人

令和元：区立幼稚園 33人、区立保育園 52人、区立こども園(短)4人・(長)7人

平成30：区立幼稚園 34人、区立保育園 65人、区立こども園(短)2人・(長)9人

- ・ 区立幼稚園・こども園(石浜橋場3～5歳児)における就園相談件数

令和2：19人、令和元：19人、平成30：15人、平成29：19人、平成28：18人

- ・ 保育所・こども園(石浜橋場1～2歳児、民営)の障害児等の保育状況

令和2：124人、令和元：111人、平成30：108人、平成29：106人、平成28：89人

- ・ 私立幼稚園に対する補助対象園児数

令和2：9人、令和元：1人、平成30：6人、平成29：9人、平成28：6人

(5) 課題⑤「地域の子育て支援機能の強化」

提言における対応策

- ア 各施設における子育て支援事業の充実
- イ 地域の拠点としての施設の整備

これまでの対応

- ア 「各施設における子育て支援事業の充実」に対する対応
 - ・ 公私立ともに各施設において、入園前の子供が体験できるイベントや保護者の子育て相談を実施することにより、地域の子育て家庭の支援に努めている。

◇具体的な取組み内容◇

- ・ 区立幼稚園：園庭開放、保護者からの子育て相談、幼稚園入園前の児童を対象とした未就園児の会などの体験イベントの実施。
- ・ 私立幼稚園：子育て相談やプレ保育、未就園児を対象とした土曜日園庭開放等の園卒園児を対象とした放課後の居場所づくりなどを実施。
- ・ 保 育 所：保育室の開放、育児情報交換、離乳食体験等の未就園児を対象とした催しを実施。
- ・ こども園：未就園児の会、子育て相談、乳幼児親子の交流の場の提供など、地域の子育て家庭を対象とした子育て支援事業を実施。
- ・ 子ども家庭支援センター：あそびひろばにおける親子あそびプログラムの実施や子育て相談など、地域の子育て家庭を対象にした子育て支援事業を実施。

イ 「地域の拠点としての施設の整備」に対する対応

- ・ 「地域における子育て支援を行う機能」を有する施設である認定こども園を新たに3園（たいとうこども園、はぐはぐキッズこども園東上野、忍岡こども園）整備し、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを実施している。

5 新しい課題と今後の取組み

平成 24 年の提言から、これまでに新たに生じた課題を明確化したところ、質の向上と提供体制に関する内容に大別することができたため、それぞれの取組みについて検討を行った。

(1) 教育・保育の質の向上について

- ・施設の種別にかかわらず、小学校教育への円滑な接続が行われるように、更なる幼児教育の充実を図る必要がある。
- ・人材の確保と育成による教育・保育の質の向上に取り組む必要がある。
- ・幼稚園、保育所、こども園の各施設における教育・保育の質の向上のため、より細やかな助言・指導を行っていく必要がある。
- ・業務効率化等により、幼稚園教諭や保育士の負担軽減を推進していく必要がある。
- ・医療的ケア児については、医療的ケアを行う看護師の配置等の受入体制を整備する必要がある。

■今後の取組み

・施設の種別を超えた連携

幼稚園、保育所及びこども園が、保護者ニーズや社会背景の変化など様々な状況に対応できるよう、各施設の長所を生かしながらより一層の連携を進める。

・教育・保育を支える人材の確保と育成

必要な人材の確保に努めるとともに、研修の拡充等による幼稚園教諭、保育士及び保育教諭の育成にさらに取り組むことで教育・保育の質の向上を図る。

・指導体制の強化

幼稚園、こども園では指導監査の体制を整備し、保育所では指導監査に加え、巡回訪問を拡充し、それぞれ順次実施していく。

・教員の負担軽減

I C Tの積極的な活用等による事務作業の負担軽減を進める。また、会議の回数減やリモート開催を推進することで準備や移動に係る時間的な負担についても軽減を図る。

・医療的ケア児への対応

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の基本理念に則り、医療・保健・福祉等の関係部署・機関との緊密な連携のもと、個々の医療的ケア児の状況に応じて、適切な支援が行われるよう取り組んでいく。

(2) 教育・保育の提供体制について

【幼稚園】

- ・保護者の働き方の多様化や共働き世帯の増加による保育ニーズの高まりなど様々な要因により、入園申込者が減少している。

【保育所】

- ・待機児童数が減少（令和3年度当初15名）した中で、将来的に定員数が過剰にならないよう、状況の変化に応じた定員確保数の調整を図っていく必要がある。
- ・地域型保育事業の連携施設を設定する必要がある。

【認定こども園】

- ・長時間保育に対して、短時間保育の入園申込者が減少傾向にある。

■今後の取組み

- ・多様なニーズへの対応

保護者のニーズに対応するため、令和3年度から区立幼稚園全園で週2回程度の預かり保育を実施しており、令和4年度からは、一部の区立幼稚園において就労等で保育の必要性がある場合であっても就園先として選択できるよう、現行の預かり保育の試行内容を拡充する。

- ・連携施設の設定

令和6年度末までに、連携施設の設定が円滑に進むよう、各事業者との調整を図っていく。

- ・就学前教育・保育施設の適正な提供体制の検討

幼稚園、保育所、こども園の就学前教育・保育施設の適正な提供体制については、園児数の動向・地域や年齢別のニーズなどの検証に加え、人口推計や令和5年実施予定の次世代育成支援に関するニーズ調査等の結果を踏まえて、令和6年度策定予定の「子ども・子育て支援事業計画」に反映させる。